

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年4月8日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500800 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600001 号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 27 年 3 月 15 日から同年 2 月 1 日に訂正し、同年 2 月の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

昭和 27 年 2 月 1 日から同年 3 月 15 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

また、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（昭和 26 年 12 月 28 日）及び上記訂正後の取得年月日（昭和 27 年 2 月 1 日）を取り消し、昭和 26 年 12 月及び昭和 27 年 1 月の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

昭和 26 年 12 月 28 日から昭和 27 年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和 26 年 12 月 28 日から昭和 27 年 2 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正 15 年生

住 所 :

### 2 被保険者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正 8 年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 26 年 12 月 28 日から昭和 27 年 3 月 15 日まで

夫の厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、請求期間の被保険者記録がない旨回答があった。しかし、請求期間は A 社の B 本社に継続して勤務していたので、調査の上、請求期間を被保険者期間として年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち昭和 27 年 2 月 1 日から昭和 27 年 3 月 15 日までの期間については、雇用保険

の加入記録並びにA社から提出された訂正請求記録の対象者に係る社員名簿及び社会保険被保険者台帳により、訂正請求記録の対象者は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

一方、訂正請求記録の対象者のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和27年3月15日と記載されているものの、厚生年金保険被保険者台帳においては同年2月1日と記載されていることが確認できることから、当該期間当時の社会保険事務所（当時）における記録管理が適正に行われていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和27年2月1日であると認められる。

なお、昭和27年2月の標準報酬月額については、上記厚生年金保険被保険者台帳により確認できる訂正請求記録の対象者の昭和27年2月の記録から、8,000円とすることが必要である。

請求期間のうち昭和26年12月28日から昭和27年2月1日までの期間については、雇用保険の加入記録並びにA社から提出された訂正請求記録の対象者に係る社員名簿及び社会保険被保険者台帳並びに複数の同僚の陳述により、訂正請求記録の対象者は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、訂正請求記録の対象者は正社員であり、上記社員名簿及び社会保険被保険者台帳により継続勤務が確認できる上、請求期間の前後の期間について厚生年金保険被保険者であることから、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除した旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記厚生年金保険被保険者名簿により確認できる訂正請求記録の対象者の昭和26年11月の記録から、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和26年12月及び昭和27年1月について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び資格喪失届を誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の昭和26年12月28日から昭和27年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。